

10月3日から、必要となるもの・不要となるもの

当センターでは、平成28年10月から、「NICE 確認検査受付システム（NICE システム）」を導入し、事務処理面においても、よりスピーディーな審査体制を強化します。それに伴い、NICE システムと連動した、申プロ（申プロに準じるソフトもご利用可能です。）にて、確認申請書等を作成頂いたお客さまには、申請データのご提出に、ご協力をよろしくお願いいたします。

必要となるもの→申プロデータ 【任意提出】

Q1 “申プロ”ってなに？

ICBA（一般財団法人建築行政情報センター）の「確認申請プログラム（申プロ）」または、それに準じるソフトで、当センターのシステム上、エラーなく読取り可能なデータ

特典①
申プロ無償提供
サービス開始!!

特典②
データ提出に
Cカードへ
5ポイント加算!!

Q2 作成したどのデータを提出すればよいの？

確認／確認申請書 第1～6面までのデータ

※フォルダ名 20161003_岩手花子様邸_確認申請書_建築物_00 とし、申請書データ.xml を
(提出予定日) (物件名) (申プロ自動保存名称と採番のとおり)

変更／変更申請書 第1～6面までのデータ ※提出不要となる場合があります

※フォルダ名 20161216_岩手花子様邸_計画変更確認申請書_建築物_00 とし、申請書データ.xml を提

完了／完了申請書 第1～3面までのデータ ※提出不要となる場合があります

※フォルダ名 20170315_岩手花子様邸_完了検査申請書_建築物_00 とし、申請書データ.xml を提出

Q3 データの提出方法は？

USB または メール（代表アドレス kakunin@ikjc.or.jp）

USB／窓口でデータ読取り後、その場で返却いたします

メール／窓口にお越し頂く前に、必ずメール送信を実施してください

郵送申請の場合、USB 紛失破損防止のため、メールのみの提出に限らせて頂きます

データ受信確認後の受付処理となりますので、あらかじめご了承ください

誤送信による個人情報漏洩に関しては、当センターでは責任を負えません

物件特定のため
フォルダ名の
ルール決め
にご協力ください

Q4 どのタイミングで、データ提出が必要なの？

	事前申請	修正データ	本契約	修正データ
確認申請	必要	必要	必要	必要
変更申請_確認済が9/29以前	必要	必要	必要	必要
変更申請_確認済が10/3以降	不要	不要	不要	不要
完了申請_確認済が9/29以前	必要	必要	必要	必要
完了申請_確認済が10/3以降	不要	不要	不要	不要

※データ提出の有無について見直す場合があります

Q5 データ提出すれば、紙の申請書は不要になるの？

現時点では、電子申請やWEB申請の対応とはなっていないため、従来のとおり、紙での申請は必要となります

不要となるもの→建築士免許証及び定期講習修了証の写し

当センターで、これらの内容を確認できるシステムを導入したため、添付不要となります。

